

財政法学の展開と行方

——総論をかねて

上田健介

1 はじめに

本特集は、本誌88巻9号の特集「財政法学の体系的再構築に向けて」（以下「前特集」という。）の続編である。そこでの片桐直人による問題意識と趣旨を確認しておく¹⁾、財政赤字のコントロールをはじめとする財政の法的統制の確保は喫緊の課題であるにもかかわらず、財政法の議論は活発とはいえ、とくにマクロの財政決定の領域の検討が要請される、というものであった。そして、体系的再構築を図る際には、「公共団体に関わる『金銭の流れ』という観点から広く『財政』を捉え²⁾」、「端的に言えば『貨幣による統治』³⁾として財政をみる、という緩やかな共通理解を看取できる。この視座から、前特集・本特集の諸論稿を含め、近時の財政法学の展開を整理するとともに、その行方についてさきやかな管見を示すことが本稿の課題である。以下では、金融領域への関心の拡大（2）、財政民主主義の再検討（3）、政府間財政関係の整理（4）の3点を概観したい。

2 金融領域への関心の拡大

(1) 金融市場と財政との関係

財政法の関心対象を金融市場の構造・法に拡大

する必要性が認識される。それは、財政を「金銭の流れ」から捉える視座に基づく必然のことともいえるが、国家の金融市場との3つの関係から説明できるように思われる。

第1は、金融市場（国債市場）に対する債務者としての関係である。国家は金融市場において公債を発行し金銭を調達する。それゆえ、財政赤字の拡大と金融市場の構造・法との関連に関心が向けられる。この点に切り込むのが前特集の論稿を含む藤谷武史の一連の研究である⁴⁾。その法の諸領域は次のように整理できる⁵⁾。①日本の国債市場をめぐる領域。日本国債は多くが国内の市中銀行、証券会社によって引き受けられてきたが、それは、市場を介した自由な取引に基づくものではなく、市場が未形成の中、財政当局の関与に基づくものであった。また、日本銀行による国債の直接引受けは原則として禁止されるが（財政法5条⁶⁾）、量的緩和政策のもとでの市中での国債の大量買入れをどう理解するかが難問として突きつけられる。②日本の金融市場をめぐる領域。とくに日本銀行の通貨政策（通貨の流通量の調整など）とそれをめぐる法的規律は国内金融市場の基礎に関わるものである以上、①にも関わる⁷⁾。③国際通貨金融体制をめぐる領域。国際的資本移動が制限されていたブレトンウッズ体制のもとで日本の金融機関が余剰資金を国債購入に向けたのは当然

1) 片桐直人「財政・会計・予算——財政法の基礎を巡る一考察」法律時報88巻9号（2016年）4頁、4-5頁。

2) 藤谷武史「財政活動の実体法的把握のための覚書(-)」国家学会雑誌119巻3・4号（2006年）1頁、4頁。

3) 片桐・前掲注1）5頁。

4) 藤谷武史「財政と金融市場の『法的な距離』」法律時報88巻9号（2016年）14頁。

5) 藤谷・前掲注4）16-17頁。

6) 財政法5条は「近代財政法の『財政政策と通貨政策の分離』の原則を確認したもの」とされる。片桐直人「震災復興財源と国債市中消化の原則」法学セミナー679号（2011年）46頁。

7) 参照、片桐直人「日本国憲法の下における中央銀行制度の位置づけとそのデザイン」論究ジュリスト16号（2016年）140頁など。